## 〇対価に係る協議のあり方について(比較表)

資料2

区分	経費の積算資料なし	対価の上限を設定	経費の積算資料提出
協議方法	タクシー運賃の概ね1/2以内と認められれば 可	協議会が上限金額を設定し、その範囲内であれば可(タクシー上限運賃の概ね1/2)	使用車両に係る必要経費(燃料費, 車両整備費, 保険料, 自動車税, 減価償却費, 人件費等)の積算資料提出を求める
メリット	・事業所の事務負担が少ない	<ul><li>事業所の事務負担が少ない</li><li>協議会での協議基準が明確</li></ul>	・協議会での協議基準が明確
デメリット	<ul><li>事業所の適正な対価設定が困難</li><li>協議会での協議基準が不明確</li></ul>	・事業所の対価設定が上限金額まで上がることによる、利用者の負担増。	・事業所の事務負担が大きい
政令市状況	14市	4市:名古屋, 岡山, 北九州, 熊本	2市:さいたま、新潟 ※いずれも必要に応じて